第 11 回滋賀県流域治水推進審議会資料

「地先の安全度マップ」の更新について

【説明資料】

1. 更新状況P. 12. 航空測量の反映P. 23. 今後の方針P. 6

「地先の安全度マップ」の更新について

1. 更新状況

<これまでの経緯>

平成24年9月「地先の安全度マップ」公表

平成26年3月「滋賀県流域治水の推進に関する条例」公布

第7条 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

第8条 知事は、前条第1項の調査結果を踏まえ、おおむね5年ごとに 想定浸水深を設定するものとする。

※想定浸水深の設定・変更=「地先の安全度マップ」の更新・公表 令和2年3月 「地先の安全度マップ」更新・公表

河川改修、宅地造成、道路盛土、圃場整備および下水道雨水幹線を最新情報に更新

<次期更新に係る作業状況>

令和2~4年度 資料収集整理

令和3・4年度 土砂災害警戒区域の見直しに伴う県全域の航空測量を実施

2. 航空測量の反映

(1) 航空測量の実施状況

現在の「地先の安全度マップ」は、平成18年度の航空測量等に加え、市町から提供があった平成29年末までの開発等のデータを反映している。次期更新も同様の方法で実施する予定だったが、令和3・4年度に砂防課が 土砂災害警戒区域の見直しに伴う県内全域の航空測量を実施したため、そのは思る次期更新に同時まる。

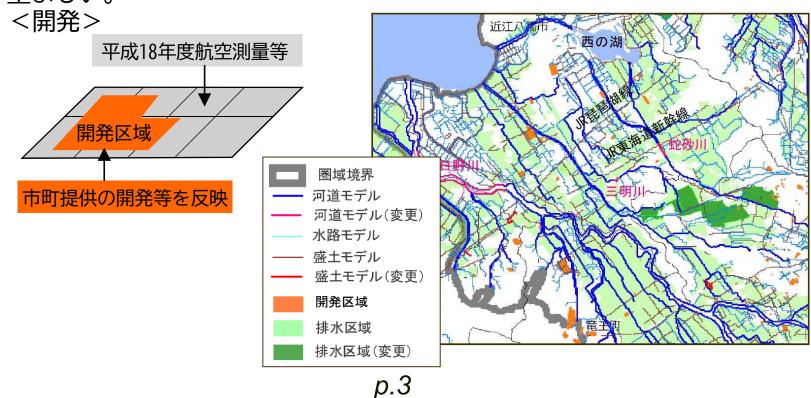


(2) 最新の航空測量を「マップ」へ反映した場合のメリット・課題

メリット①:現況と地盤高データの不整合箇所の解消

現在の「地先の安全度マップ」は、<u>開発申請が不要な小規模な開発等のデータは未反映</u>であるが、令和3・4年度の航空測量を反映することにより、現況と地盤高データの不整合箇所を解消できる。

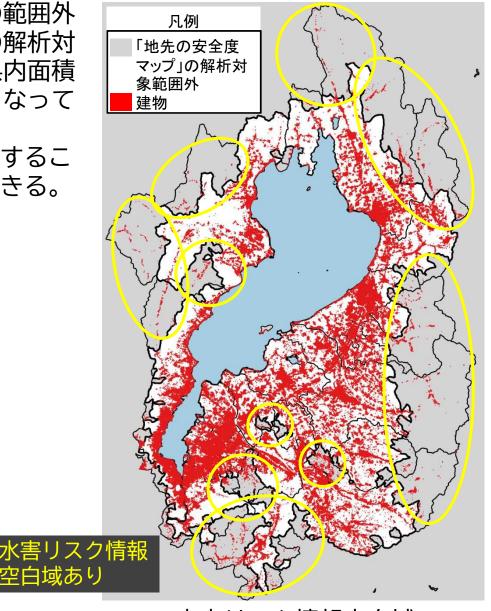
なお、令和2年の「宅地建物取引業法施行規則」の一部改正により、<u>不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在を事前に説明することが義務付け</u>られたこともあり、より正確な地盤高の反映が望ましい。



メリット②:水害リスク情報空白域の解消

山地部は平成18年度航空測量等の範囲外のため、「地先の安全度マップ」の解析対象範囲外(図中)となっており、県内面積の約3割が水害リスク情報空白域となっている。

令和3・4年度の航空測量を反映することにより、これらの<u>空白域を解消</u>できる。



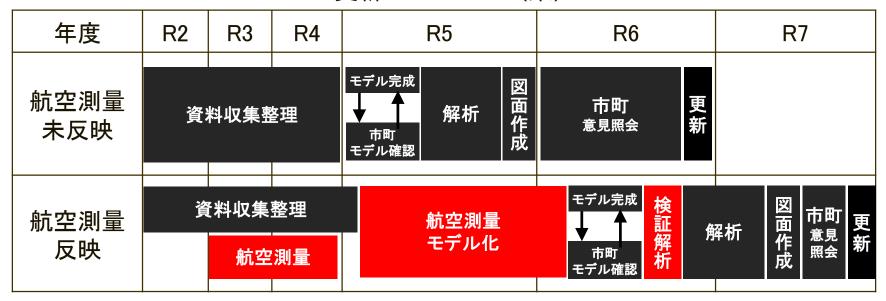
<水害リスク情報空白域>

課題①:更新作業期間の延長

航空測量の1m毎の点データから、粗度係数や建物の空隙率・透過率の情報を付与した地盤高の25mメッシュデータの作成が必要になる。

これらの作成に<u>約12ヶ月の時日を要するため、更新作業期間はR7年度末まで</u>必要となる。

<更新スケジュール(案)>



課題②:浸水警戒区域変更等の可能性

解析結果に最も影響を与える地盤高データを変更することから、<u>①平地部の地盤高の設定、②山地部の流域設定の修正、③不定流計算河道・等流計算水路設定</u>を実施することになり、<u>浸水警戒区域の範囲や想定水位に変化が生じる可能性がある。影響確認を実施</u>し、場合によっては浸水警戒区域の変更および指定の解除が必要となる。

3. 今後の方針

令和3・4年度の航空測量を「地先の安全度マップ」へ反映し、令和7年度末更新を目指す。

(1)理由

現況と地盤高データの不整合箇所や水害リスク情報空白域を解消でき、水害リスクマップとして大幅な精度向上につながる。

(2)課題とそれに対する考え方

- ①更新作業期間の延長
 - ⇒令和7年度末は前回更新(令和元年度末)から6年後であり、条例第8 条の「おおむね5年ごと」の範囲内と考えることができる。
 - ⇒水防法の改正に伴い令和7年度末に作成することになった中小河川の 「洪水浸水想定区域図」と併せて、市町に解析結果を提供できることか ら、令和8年度末が目標となっている市町ハザードマップ作成に支障は ない。

②浸水警戒区域変更等の可能性

<u>解析結果に最も影響を与える地盤高データを変更することから、浸水警</u> <u>戒区域の変更および指定の解除の可能性がある</u>。

⇒水害リスクマップの大幅な精度向上の結果であることから、必要に応じて、条例第13条第8項に基づき、変更および指定の解除の手続を行う。

滋賀県流域治水の推進に関する条例 第13条(抜粋)

8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。